

# 2019年度 法科大学院

## 第4期入学試験問題

### 1時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 50分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

1 Y 税理士会は、税理士法に基づき、Y 国税局管内の税理士を構成員として設立された法人である。税理士法第49条第6項およびY 税理士会の会則によれば、税理士会の設立目的は、「税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部・・・及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」である。

P 地区税理士政治連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図り、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的として設立された、政治資金規正法上の政治団体である。

2 Y 税理士会は、20××年度定期総会において、P 地区税理士政治連盟に対して税理士法改正運動に必要な政治献金を行うため、会員から特別会費5000円を徴収することを、会則の議決手続にもとづく多数決によって決議した。Y 税理士会は、この決議に基づいて会員から徴収した特別会費5000円の合計約500万円を、P 地区税理士政治連盟に寄付した。

3 X は、Y 税理士会の会員であるが、本件政治献金の趣旨目的には賛同できないことを理由に、本件特別会費5000円を納入しなかった。Y 税理士会は、同会の役員選任規則に規定された「選挙の年の3月31日現在において会費を滞納している者」という役員の選挙権・被選挙権の欠格事由に該当するとして、本件特別会費未納以降、X を選挙人名簿に記載しないで計7回の役員選挙を実施した。これに対してX は、Y 税理士会のこの行為は不法行為に当たるとして、Y 税理士会を相手取って、慰謝料を請求する民事訴訟を提起した。

### 設問1

法人の人権享有主体性について、判例学説の考え方を説明しなさい。

### 設問2

X の請求は認められるべきか。憲法の人権保障の観点から論じなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)